（様式第12号）（第22の２関係）

長野県地域産業活性化基金事業に係る収益納付額報告書

令和５年４月　　日

公益財団法人長野県産業振興機構　理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　印

平成２９年６月１日付け29長中振第83号で助成金の交付決定のありました長野県地域産業活性化基金事業に関し、令和４年度の収益納付額については下記のとおりです。

記

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 助成金  確定額  （Ａ） | 助成事業に  係る本年度  収益額  （Ｂ） | 控除額  （Ｃ） | 本年度までの  助成事業に  係る支出額  （D） | 基　準  納付額  （Ｅ） | 前年度までの助成事業に係る産業振興機構への累積納付額  （Ｆ） | 本年度  納付額  （Ｇ） | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載注意事項）

１　「助成事業に係る本年度収益額：Ｂ」とは、助成事業の実施、産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定又はその他助成事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。

２　「控除額：Ｃ」とは、助成事業に係る全経費のうち、助成事業者が自己負担によって支出した額の５分の１をいう。

３　「本年度までの助成事業に係る支出額：Ｄ」とは、本年度までに助成事業に係る費用として支出された全ての経費をいう（助成金及び自己負担金）。

４　「基準納付額：Ｅ」とは、「助成事業に係る本年度収益額：Ｂ」から「控除額：Ｃ」を差し引いた額に、「助成金確定額：Ａ」を乗じ、「本年度までの助成事業に係る支出額：Ｄ」で除した額をいう。　（Ｅ＝（Ｂ－Ｃ）Ａ／Ｄ）

５　「前年度までの助成事業に係る産業振興機構への累積納付額：Ｆ」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

６　「本年度納付額：Ｇ」とは、「基準納付額：Ｅ」と「累積納付額：Ｆ」の合計額が「助成金確定額：Ａ」を超えない場合には、「基準納付額：Ｅ」が「本年度納付額：Ｇ」となる。

また、「基準納付額：Ｅ」と「累積納付額：Ｆ」の合計額が「助成金確定額：Ａ」を超える場合には、「助成金確定額：Ａ」から「累積納付額：Ｆ」を差し引いた残額が本年度納付額となる。　（Ａ＞Ｅ＋ＦならばＧ＝Ｅ、Ａ≦Ｅ＋ＦならばＧ＝Ａ－Ｆ）